

〈連載〉 国際人権先例紹介 (2)

人種差別撤廃委員会

通報番号 10/1997

私企業たる銀行の人種差別的行為をめぐり、個人や企業による人種差別を撤廃する締約国の義務（第2条1項(d)）との関連において、効果的な救済措置の権利（第6条）の侵害が認定された事例

請 願 者	Ziad Ben Ahmed Habassi
当 事 国	デンマーク
通 報 日	1997年3月21日
意 見 採 択 日	1999年3月17日
条 約 批 准 日	1971年12月9日
14条受諾宣言日	1985年10月11日

事案の概要

1 請願者は、デンマークに在住するチュニジア国民である。車に取り付ける警報機を購入する際、店が提携する銀行に融資を申請することにした。融資申込書にはデンマーク国民であることを申告する約款があったが、通報者はデンマークの永住許可をもち、市民登録番号・市民登録上の住所を有しているうえ、定職に就き、デンマーク人女性と結婚していることなどから、デンマークとの結びつきが十分に証明できるとして、当該約款にかかわらず申込みをおこなった。後日、融資を申請した銀行から、デンマークのパスポートを提出する、あるいはデンマーク人である妻が申込者になるのであれば融資を承認する旨、そしてデンマーク国民以外に融資を承認しないのは銀行の一般方針である旨が通知された。そこで請願者は、この銀行と外国人に対する融資方針についてすでに交渉を重ねていた独立機関である人種差別資料助言センター（以下、DACoRD）に連絡をとった。DACoRDは銀行に対して、デンマーク国民であると申告

させる理由、実際に融資を受けている外国人の数などを開示するよう求めたが、銀行側は、国籍については永住地を必要としているに過ぎず、また外国人顧客の実数も把握していないとしたうえで、外国人による融資申請に対しては、デンマークとのつながりが永続的で安定しているかを考慮していると回答した。

2 DACoRDは、銀行の対応は人種により異なった処遇をすることを禁じたデンマーク法に違反するとして、銀行所在地の警察に申立てを行った。しかし警察は違反行為が行われた証拠が不十分であるとして捜査の中止決定を通告した。そこでDACoRDは、請願者がデンマークに明確で永続的なつながりがあるにもかかわらず、銀行がさらに国籍に関する書類を要求することは人種差別的行為にあたるとして、検察に申立てを行った。しかし検察からも警察の決定を覆す根拠はないとされた。デンマーク司法運営法によれば、検察の決定は最終的なものであり、また私人を告発することに関してはもっぱら警察の裁量次第であるため、この事案で司法判断を仰げる可能性はないとして、請願者らは委員会に通報を提出した。

3 請願者の主張は、以下のとおり。

- 1) 銀行の融資方針が民族的出身および人種に基づいた間接的な差別となるかどうか、とりわけ①融資を申し込んだどの範囲の人がパスポートを提示するよう求められるのか、②いかなる範囲でデンマーク人以外の市民に融資を承認するのか、③いかなる範囲で国外に在住するデンマーク人に融資を承認するのか、といった点について当局が徹底的に調査すべきところ、銀行の与信担当責任者への聞き取り以上の捜査は行われなかった。よって条約第2条1項(d)、6条の違反がある。
- 2) 融資がデンマーク国外に居住するデンマーク国民に承認された場合には、融資の国籍基

準は条約第1条1項に照らして人種差別となる。

- 3) 請願者は融資を受けるためのすべての条件を満たしているにも関わらず、さらに国籍に関する書類の提出を求められている。銀行が融資を拒否する真の理由は国籍基準ではなく、請願者の中東出身というバックグラウンドである。

4 以上に対して、当事国政府は次のように反論した。

- 1) デンマークの差別禁止法では、違反行為に対して個人は訴えを提起できないため、検察が起訴を行わない以上公訴は提起されない。しかし依然、損害賠償を求める民事訴訟を起こすことは可能であるのに、請願者はいまだこの救済方法を利用していないのであるから、本件は受理されるべきでない。
- 2) 検察官の決定に対して議会のオンブズマンに不服申立てをすることもできた。結果によっては捜査の再開も期待できる。
- 3) 差別禁止法の立法趣旨からは、ある種の差異ある待遇も、正当な目的を追求する場合には合法となる。請願者のデンマークとのつながりは、債権の回収の可能性を評価するには重要であり、その意味で国籍を要求することも正当化される。
- 4) 警察は十分な捜査の上で起訴相当の犯罪はないと判断した。また融資申請書の次の版からデンマーク国民である旨の申告が削除されることを把握している。
- 5) 委員会は、人種暴力の恐れがある時などには「相当の注意 (due diligence) と迅速さをもって調査をおこなうことは国家の義務である」としたが (L.K. v. the Netherlands 事件)、本事案は性質が異なるので国家の義務の内容も異なる。
- 6) 待遇を区別することすべてが、条約の意味における違法な差別とはならない。一般的勧告 14 で委員会は「待遇の区別は、もしそのような区別に対する基準が条約の対象および

目的から判断して正当であるならば差別に当たらない」としている。

委員会の意見

1 受理許容性について

- 1) 警察、検察への申立ては刑法上の犯罪を理由になされ、デンマーク差別禁止法の下での有罪判決を求めたものである。同様の目的は、損害に対する賠償をもたすだけの民事訴訟を起こすことによっては達成されない。また検察が刑事上の手続きを開始することが適当であると考えていなかったことからして、民事訴訟が何らかの成果をあげることは期待できない。オンブズマンに不服申立てを行っても事件が再調査されることになるような証拠は見出せなかったと思われる。刑法上の手続きを開始するための決定は検察の裁量権を前提にしており、訴訟を提起できる可能性は残されていない。従って通報は受理が可能である。

2 本案について

- 1) 金融市場にアクセスできること、その社会の大多数の人に有効であるものと同様の条件で融資を申し込むことができることは、社会における差別撤廃のために重要である。
- 2) 本件で請願者は、国籍がデンマーク籍でないことを唯一の理由としてデンマークの銀行に融資を断られている。しかし委員会の意見では、国籍は、融資を返済する意思または能力を審査するにあたり、最も適切な要件とはいえない。より関連性をもつのは、融資申請者の永住地、または雇用、資産、家族の結びつきが見出せる場所である。国民であっても外国に転居したり、すべての資産を国外に移せば、債務返済の執行から逃れることができるのである。
- 3) したがって委員会は、条約第2条1項(d)に基づき、条約第1条の意味における人種差別が関与する基準が適用されたか否かを確認するために、外国人住民に対する銀行

の融資方針の背後にある真の理由について、適切な調査を開始することが適当であると認定する。

- 4) 委員会は、請願者が本件をデンマーク差別禁止法の下での事件だと考え、警察に届け出したことに注目する。当初、警察、検察は銀行の融資責任者によりなされた説明を受け入れ、それ以上事件を調査しないことを決定した。しかし警察ならびに検察によってとられた措置は、人種差別の行為がなされたか否かを決するに十分ではなかった。
- 5) したがって委員会は、請願者は条約第2条1項(d)との関連で、条約第6条の意味における効果的救済を受けられなかったと考える。
- 6) 委員会は当事国が金融市場における差別をなくすための方策を採るよう勧告する。
- 7) さらに当事国が、請願者が被った損害に見合う賠償もしくはサティスファクションを提供するよう勧告する。
- 8) 以上の勧告に関し当事国がとった関連方策について、情報を受領することを求める。

(担当：川本紀美子)